

ゲノム編集飼料の取扱いについて（案）

1. 経緯

- (1) ゲノム編集技術を利用した飼料・飼料添加物の取扱いについては、農業資材審議会飼料分科会及び同遺伝子組換え飼料部会（以下「審議会」という。）において検討の上で、令和2年2月に制定した。
- (2) ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等※を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種については、飼料安全上の問題が生じる可能性は考えにくい。一方、パブリックコメントにおいて様々な意見が寄せられたことから、当該後代交配種のうち、次の①から③までのいずれかに該当するものは、届出を求めるとしている。
- ① ゲノム編集技術により新たに獲得された性質が後代交配種において変化しているもの。
 - ② 亜種間での交配が行われているもの。
 - ③ 形質を変化させたことにより、家畜等への給与量、飼料として使用する部位又は加工法等の変更があるもの。

※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換えDNA技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種

- (3) 審議会におけるゲノム編集飼料の後代交配種の取扱いに関する検討から概ね1年が経過したことから、改めて検討を行った。

2. 考え方

届出されたゲノム編集飼料の後代交配種は、従来の育種技術の範囲と判断されたゲノム編集飼料を、さらに従来の育種と同様な方法で育種したものである。このため、当該後代交配種における飼料の安全性は、現在流通している従来の飼料と同様であると考えられる。

本年11月27日の薬事食品衛生審議会（食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会）において、ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に、従来品種等を伝統的な育種の手法により掛け合わせた品種については、事前相談及び届出は求めないことが了承された。

3. 対 応

ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種は、届出を求める対象から除くこととする。

ただし、科学的知見や国際的動向をふまえ、必要に応じて見直しの検討を行うこととする。

取扱要項（改正案）

【現行】

6. 後代交配種の取扱い

ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等^{*}を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種であって、次の①から③までのいずれかに該当するものは、届出を求ることとする。

- ① ゲノム編集技術により新たに獲得された性質が後代交配種において変化しているもの。
- ② 亜種間での交配が行われているもの。
- ③ 形質を変化させたことにより、家畜等への給与量、飼料として使用する部位又は加工法等の変更があるもの。

なお、これまで食品又は飼料として安全に使用された実績又は安全確認の実績がある生物以外のもの（魚介類等）については、その後代交配種について、事前に畜水産安全管理課へ問い合わせることとし、ゲノム編集飼料等として届け出る必要があると審議会等により判断された場合は、届出を求ることとする。

※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換えDNA技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種

【改正案】

6. 後代交配種の取扱い

ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等^{*}を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種については、事前相談及び届出は求めないこととする。

※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換えDNA技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種